

いま再審は

再審事件の動向と再審法改正実現へ向けて

◆特集にあたって

再審の進展と再審制度への期待

再審を取り巻く状況が、いまだ大きく動いている。

本年二月二十七日、日野町事件第二次再審で、再審開始を認めた先の大津地裁決定を支持する大阪高裁の決定が出た。その後検察官の特別抗告によって再審開始はまたしても先送りとなってしまうが、二度の開始決定を覆す合理的理由を今更になつて検察官が見い出せるはずもなく、時間をただ浪費するだけの検察官の異議申立に対しては批判が高まっている。さらに三月一三日には、袴田事件第二次再審の差戻審で東京高裁が再審開始を決定した。この決定に対しては検察官も特別抗告を断念したことから、再審開始が確定した。現時点(六月一二日)では再審公判の具体的な日程などは決まっていないが、戦後五番目となる死刑再審無罪判決が言い渡される日もそう遠くはないだろう。

二〇一〇年代以降、足利事件、布川事件、東電女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東記念病院事件と、毎年のように再審無罪判決が言い渡されている。このような再審の進展とともに、再審無罪判

決についてのマスコミ報道が続くことによつて、冤罪や再審についての国民的関心も、徐々にではあるが強まってきている。わが国にもいまだ多くの冤罪に陥つた人たちがいること、そして冤罪被害者と呼ぶべきその人たちを救済する最終手段が再審制度であることを、多くの国民が知るに至り、人権救済手段としての再審制度に対する国民的期待は、これまで以上に大きなものとなつてきている。

制度的欠陥と変わらぬ法制度

ところが、わが国の再審制度が人権救済手段として、期待どおりの機能をこれまで発揮してきたかといえ、残念ながらその答えは「否」というしかない。むしろ、この間続いてきた再審無罪事件における裁判経過を具体的にみれば、現行刑事訴訟法第四編の再審の規定、いわゆる再審法には、制度的な欠陥があることが顕著になつてきたといえるのではないだろうか。詳しくは本特集における各執筆者の論稿を読んでもいただきたいが、現に再審事件を担当する弁護士からは、現行再審制度における制度的欠陥の最たるものとして、再審における証拠開示規定の不存在と、再審開始決定に対する検察官不服申立て規定の存

在の、二つを指摘する声が多く出てきている。

二〇一〇年代以降の再審開始・無罪事件において、前述した日野町事件における引当捜査結果を記載した実況見分調書の写真や、袴田事件における五点の衣類の発見当時の写真のように、再審請求後の証拠開示により得られた証拠が再審開始の重要な新証拠となった事例は数多い。証拠開示についての規定はなくとも、職権によつて証拠のリスト開示を検察官に勧告するなど、証拠開示を積極的に進める裁判所もこれまでであったが、しかしそれも担当する裁判体(裁判官)の姿勢によりけりで、請求人からすれば、いわば「運次第」というのが現実である。再審開始決定に対する検察官不服申し立て制度については、事は証拠開示以上に深刻である。袴田事件では、二〇一四年の静岡地裁における開始決定(村山決定)に対する検察官の即時抗告申立がなければ、高齢の袴田巖さんにとつて貴重な九年間を無駄にすることはなかった。再審開始決定に対する検察官不服申し立てを認めている現行制度が最も残酷に機能したのは、名張事件と大崎事件であろう。名張事件では、二〇〇五年に名古屋高裁が再審開始を決定したものの、検察官が異議申し立てをして翌二〇〇六年に名古屋高裁の異議審で取り消され、その後請求人の奥西勝さんは亡くなってしまった(現在はご遺族が再審請求し、係属中である)。大崎事件では、第一次再審と第三次再審で合計三度も再審開始決定が出ているにも関わらず、その度に検察官が不服を申し立て、二〇一八年に最高裁が開始決定を取り消して請求を棄却したことから、またしても最初から再審請求しなければならなくなった。わが国の再審制度は再審請求審と再審公判が分かれており、検察官がどうしても争いたければ再審公判で争うことができるはずである。再審開始を決めた裁判所の判断に対する検察官不服申し立てを認める制度は、早急に変える必要があるだろう。

今こそ再審法の改正を！

これまでも再審の進展とともに日弁連を中心とした再審法改正運動

が高揚し、国会に複数の改正案が上程されたこともあったが、その後の法務・検察の巻き返しによつて、いずれの改正案も法制化されることはなかった。再審法は戦後新刑法制定後、何度もその制度的欠陥を指摘されながら、一条も改正されることなく今日に至っている。

しかし、時代は変化している。前回本誌で再審特集を組んだ二〇一九年二・三月合併号では、再審請求事件弁護団からの事件報告とともに、同年秋の日弁連人権擁護大会のシンポジウムで再審法改正がテーマの一つになっていること、「再審法改正をめざす市民の会」の準備会が活動を開始したことなどが報告されている。あれから約四年、日弁連の再審法改正運動はさらに一歩進み、昨年二〇二二年には再審法改正実現本部が立ち上げられ、日弁連会長を本部長として組織的に再審法の改正へ向けた体制ができた。現在国会では、与野党問わず再審法改正への気運が高まっている。国民救援会を中心とした市民団体は、全国各地で再審法改正へ向けた意見書の採択を求める運動を展開し、今年三月末までに一二〇を超える自治体で再審法改正の意見書が採択されたという。今こそ再審法の改正を実現する絶好の機会である。「再審法を真に人権救済のための法制度とするため、是が非でも法改正を」という声は、思想信条の違いを超えた国民的要求となるはずである。

おわりに

今回の特集は、再審事件の現場からの報告とともに、再審法改正へ向けた日弁連や市民の運動の現状を取り上げた。今回報告いただいた再審事件は再審法改正と関連のあるものから更に限定させていただいたが、これら以外にも多くの再審事件が関わっている。近い将来、それら再審事件についてもぜひ報告をお願いしたい。また、今回は紹介できなかったが、再審法理論の到達点や比較法制度論など理論的な探求についての報告もお願いしたいと思っている。

(弁護士 泉澤 章)